

令和 7 年 5 月 2 8 日

島本町上下水道事業
島本町長 山 田 紘 平 様

島本町情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 井 秀 史

答 申 書

令和 7 年 2 月 2 5 日付け島水業第 1 2 9 9 号で島本町情報公開条例（昭和 5 8 年条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 1 1 条の 2 第 1 項により諮問のあった審査請求について、次のとおり答申します。

主 文

令和 6 年 1 2 月 2 0 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）が提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下するのが妥当である。

理 由

第 1 事 実

1 事案の概要

本件は、請求人が条例第 4 条に基づき情報の閲覧等を請求したところ、実施機関が一部の情報を非公開とする処分をしたことから、請求人が当該処分のうち非公開の情報に係る部分の取消し等を求めた審査請求の事案である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 令和 6 年 1 1 月 2 8 日、請求人は、条例第 3 条第 3 号に基づく実施機関である水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う島本町長（以下「実施機関」という。）に対して、条例第 6 条により「若山台の工事に係る、騒音測定結果のデータ」についての閲覧等を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

(2) 実施機関は、本件公開請求に係る情報として、「若山台地区外老朽配水管布設替工事」に伴う騒音等について嘆願書が提出されたため、騒音発生の有無及び程度を確認するために令和6年7月26日及び同月29日に測定したデータを特定した。その上で、請求人に対し令和6年12月12日付け「一部公開決定通知書」（島水工第822号）により一部公開の決定をした（以下「本件処分」という。）。同通知書上の「公開しないことと決定した部分」欄には「測定値」、「公開しない理由」欄には「情報公開条例第5条第1項第4号」「訴訟その他の紛争事案の処理方針に関する情報で、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報」と記載されていた。その結果、上記測定結果の記録のうち測定値の部分（以下「本件情報」という。）が公開されなかった。

(3) 請求人は、令和6年12月20日付けで本件処分について審査請求をした。

3 審査の経過

令和7年2月25日 審査庁である実施機関が弁明書・反論書を添えて当審査会に諮問書を提出

令和7年3月 7日 実施機関が当審査会に口頭意見陳述の意向のない旨申出

令和7年3月18日 請求人が当審査会に口頭意見陳述の意向がある旨申出、併せて、その際に実施機関に対して質問する許可を願い出

令和7年4月 2日 当審査会の開催
(内容：実施機関の事情聴取、請求人の意見陳述及び審議)

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち若山台の工事に係る騒音測定結果のデータを非公開とした部分を取り消し、公開するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分は、次のとおり違法、不当である。

ア 請求人は、令和6年7月の測定時にデータ提供の依頼をしていた。

イ また、都市創造部環境課経由でデータ（CSV）の準備ができたことを聞いていた。

ウ 当初口頭でデータ提供を求めたのも、書面で情報公開請求をしたのも、大阪府公害審査会（以下「公害審」という。）の開催以前の話であり、公害審を理由

としている点は無効である。また、執行に支障があるとしても、具体的に説明を行っておらず不当である。

エ 環境測定データ自体は誰が測定してもそのデータ自体は第三者的であり、パブリックな客観情報である。それを非公開とするのは行政機関としての中立性・透明性に欠ける。

(3) 反論書における主張の要旨

① 弁明に対する反論

反論書（令和7年2月12日付け）の提出時点において、公害審における実施機関との問題解決のための話し合いは、請求人の希望が叶わず継続されずに終了となった。通知は届いていないが、本件情報は公開されるものと思われる。しかし、本件公開請求に対しては、条例に反する不当な非公開決定である本件処分と、本件情報の公開に関するプロセスに疑義がある。また、条例第5条第1項第4号の適用についても疑義がある。このような不当な決定と恣意的な適用は、無謬性神話がいまだ根強く残っているものと考えられる。

② 本件審査請求に至る経緯の補足

請求人は、令和6年7月に実施機関が測定した環境データ（以下「当該データ」という。）について、その測定直後より口頭で情報公開請求をしたが、その際、条例第6条に関して口頭で情報公開請求をすることができないとの説明は受けなかった。ようやく、当該データを引き渡す準備が整ったと連絡を受け、同年11月28日、政策企画課の窓口で本件公開請求をした（ここで初めて書面の記入を求められた。）。同年12月20日、90円を支払い、DVD-Rを受け取った。当該データはA3判用紙に極小フォントで印刷され、視認が極めて困難で、かつ意味のある内容部分が全て黒塗りされた測定結果のスキャン画像データが記録されていた。そこで直ちに条例第11条による審査請求をした。

③ 本件処分に関して

請求人は、「若山台地区外老朽配水管布設替工事」により生じた騒音振動により健康被害を受けた。しかし、実施機関は請求人による工事中断と対策要望の嘆願書すら無視し、工事を継続したので、請求人は外因性ストレス外傷により不可逆的かつ急激に健康を著しく損なった。また、実施機関が問題を把握、認識せず、すなわち問題解決を図らなかったため、請求人は公害審での審査会開催を申請し、本件処分がなされたのは第1回審査会開催後かつ第2回開催前であった。

実施機関が主張するように、当該データが訴訟その他の紛争事案の処理方針

に関する情報であったとするならば、条例第5条第1項第4号によれば、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな事務又は事業の実施に関する情報とされる。当該データが事務又は事業の実施に関する情報であるとするならば、「著しい」「生じることが明らか」と条文において強く修飾され、仮に情報公開した場合に、住民全体の利益に重大な損失をもたらすような切迫した状況が当該データによってもたらされると想定される。したがって、当該データが条例第5条第1項第4号に該当するならば、当該データが影響する事務や事業との因果関係、影響範囲、規模、具体的な事務や事業の項目について、実施機関は相当に高い解像度で被害想定や整合性のある根拠、関連を認めていたはずである。つまり、当該データの公開により、令和6年12月21日以降に重大な損失や著しい支障を生じることが明らかな事務や事業が相当程度の切迫感と具体性をもって存在したということである。当該データを見た島本町職員は誰でも事態の深刻さを理解できるものと考えられる。当該データがそのような性質のものであったとしても、条例第5条第1項第4号の適用について合理的な理由の提示はない。

実施機関が主張するように、当該データが紛争事案の処理方針に関する情報であるとするならば、前述の状況も踏まえれば、一般的な環境データとは真逆の、相当にクリティカルな性質を持った情報であると考えられる。他方、一般的な環境データは条例第2条にいう住民共有の情報であり、条例第5条第1項第4号に規定されるものとは性質が全く異なるから、一般的な環境データである当該データは条例第5条第1項第4号には該当しない。

2 実施機関

(1) 弁明の趣旨

本件処分は妥当である。

(2) 本件処分の理由と正当性

本件処分に係る情報は、実施機関が施工した「若山台地区外老朽配水管布設替工事」に伴い、請求人から実施機関に対して工事に伴う騒音等について嘆願書が提出されたため、実施機関として、どれほどの騒音かを確認するために令和6年7月26日及び同月29日に測定したデータである。

請求人は、嘆願書に対する実施機関の回答に納得せず、公害審に調停を申し出て（令和6年（調）第4号島本町工事騒音振動被害事件）、令和6年12月3日に第1回審査会が開催された。本件処分の時点で継続審査中であり、第2回審査会の開催が令和7年2月5日に予定されていた。

本件情報は、「訴訟その他の紛争事案の処理方針に関する情報で、公開するこ

とにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報」で条例第5条第1項第4号に該当するため、非公開としたものである。

なお、紛争事案が完了したときは、非公開とした理由がなくなるため、公開の決定を行い、請求人に通知し公開するものであり、請求人に対しその旨を周知している。

第3 当審査会の判断の理由

1 本件審査請求の適法性について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づく審査請求は、行審法第2条により「行政庁の処分に不服がある者」がすることができるが、そこにいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分についての審査請求をすることにつき法律上の利益を有する者に限られる。それゆえ、処分の効果が期間の経過その他の理由により消滅し、当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が失われた者による審査請求も、不適法となる。審査請求をした後から法律上の利益が失われた場合であっても、審査請求した者にとってもはや裁決により救済を得る実益が失われている以上、事情は変わらない。そして、審査請求が不適法である限りで、当該審査請求の審査に携わる行政機関が当該審査請求に係る処分の違法性・不当性について判断をすることも許されないと解されている。

- (2) 本件公開請求に対しては、実施機関の令和7年2月20日付け公開決定通知書（島水工第1048号）により、本件処分において非公開とされた本件情報の全てを公開する処分（以下、本件全部公開処分という。）がなされ、これには、本件処分について公害審での調停事件が終了したことにより非公開事由がなくなったため公開することとした旨を記載する送付書が付されていることが、当審査会の職権により認められる。本件全部公開処分は本件処分の講学上の撤回に相当する行為であると解されることから、本件全部公開処分により本件処分の効力は全て消滅し、請求人が本件処分の取消しを求める実益はすでに失われていると認められる。また、本件公開請求の対象となった情報は、本件処分において非公開とされた本件情報を含め、本件全部公開処分により全て公開されることとなった。

このように、本件審査請求の趣旨が全て実現し、また、請求人が効力を失った本件処分の違法性・不当性について判断を得ることだけでは法律上の利益を有するとは認められない以上、本件審査請求は不適法なものとして却下を免れない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であり、補正の余地もないから、その余の点

について判断するまでもなく、行審法第45条第1項の規定に基づきこれを却下するのが妥当であると判断され、主文のとおり答申する。

付帯意見

本件処分の通知書では、「公開しない理由」欄において「情報公開条例第5条第1項第4号」と掲げるとともに「訴訟その他の紛争事案の処理方針に関する情報で、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報」と記載されている。

本件処分は、島本町行政手続条例（平成9年島本町条例第1号）第8条にいう「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に該当すると認められることから、申請者である請求人に対して当該処分の理由を提示しなければならない、さらに、処分を書面とするときは理由も書面により提示しなければならない（同条第1項本文及び第2項）。一般に、行政処分に理由の提示が義務づけられるのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもので、これを怠る場合に当該行政処分は取消しを免れないが、どの程度の理由の提示をすべきかは、当該処分の性質や理由提示を求める法律の規定の趣旨・目的にてらして決定すべきものと解されている（最高裁昭和38年5月31日判決民集17巻4号617頁、同昭和60年1月22日判決民集39巻1号1頁、同平成23年6月7日判決民集65巻4号2081頁など）。

しかるに、本件処分通知書の上記「公開しない理由」欄における記載は、条例上の非公開情報に関する根拠規定を示すとともに当該規定の抜粋を転記した域を出ない。これは、最高裁判例（上掲最高裁昭和60年1月22日判決を参照）が、申請拒否処分の通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に申請拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、理由付記として十分でないとするところに抵触するおそれがある。例えば、条例第5条第1項第4号の定める「処理方針」「著しい支障」「明らか」などの要件についてもその該当性が検討されたなら、そのことを理由として提示するのが適切であったろう。

情報の閲覧等請求に対する処分の場合、公開の可否に関する判断の妥当性いかにかわらず、理由の提示が不十分な場合それだけで処分が違法となる可能性がある。行政には裁量権があるとはいえ、その逸脱や濫用が違法となることは論をまたない。情報公開請求に対しては公開が原則であるから、非公開とする場合は、その根拠とする条文の要件事実について今後十分留意されるよう期待する。